

第8回有識者会議における
ご意見に対する関東地方整備局の考え方

平成31年3月25日

国土交通省 関東地方整備局

番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方	資料-2 骨子		本資料 ページ
			ページ	章節	
1	・環境に配慮した治水計画を検討すべき。	・ご意見を踏まえて、環境に配慮した治水については、骨子「2.河川整備計画の目標に関する事項」に、小貝川の豊かな自然環境に配慮しながら、堤防の拡築及び河道掘削等により洪水を安全に流下させる整備を推進する旨を記載しました。	3	2	
2	・貴重種の生息環境の保全について検討すべき。	・ご意見を踏まえて、貴重種の生息環境の保全については、骨子「2.河川整備計画の目標に関する事項」に、小貝川が有している河畔林、瀬と淵、ヨシ原等の保全・再生に努めつつ、多様な動植物が生息・生育・繁殖する小貝川の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう推進する旨を記載しました。	3	2	
3	・本支川間の連続性について確保すべき。	・ご意見を踏まえて、本支川間の連続性の確保については、骨子「3.1.3(2)自然環境の保全・再生」に、流域住民や関係機関と連携し、流域に広がる生物の生息・生育・繁殖の場を広域的に結ぶ生態系ネットワークの形成に努める旨を記載しました。	8	3.1.3(2)	
4	・河川管理施設の維持管理体制を構築すべき。	・ご意見を踏まえて、河川管理施設の維持管理体制については、骨子「2.河川整備計画の目標に関する事項」に、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるようにするため、地域住民や関係機関との連携や意識の向上を図りながら、小貝川の適切な維持管理に努める旨を記載しました。	3	2	

番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方	資料-2 骨子		本資料 ページ
			ページ	章節	
5	・気候変動への対応について検討すべき。	・ご意見を踏まえて、気候変動への対応については、骨子「2.河川整備計画の目標に関する事項」に、地球温暖化に伴う気候変動により、将来、洪水、渇水、水質悪化等のリスクが高まると予想されているため、関係機関と連携しつつ、これらのリスクに総合的・計画的に適応する施策を検討する旨を記載しました。	3	2	
6	・施設の能力を上回る洪水に対して、ハード対策だけでなく、ソフト対策についても実施すべき。	・ご意見を踏まえて、ソフト対策については、骨子「3.1.1(7)施設の能力を上回る洪水を想定した対策」に、ソフト対策として実施する主な内容を記載しました。	7	3.1.1(7)	
7	・減災対策については国が支援する体制を構築すべき。	・ご意見を踏まえて、減災に関する関係自治体との連携については、骨子「3.2.1(10)洪水氾濫に備えた社会全体での対応」に、技術的な支援などを記載しました。	12	3.2.1(10)	
8	・地域毎に水害対応策を検討すべき。	・ご意見を踏まえて、地域毎の水害対策については、骨子「3.2.1(10)洪水氾濫に備えた社会全体での対応」に、減災対策の具体的な目標や対応策を、関係自治体と連携して検討する旨を記載しました。	12	3.2.1(10)	
9	・子供への防災教育等について支援すべき。	・ご意見を踏まえて、防災教育については、骨子「3.2.1(10)洪水氾濫に備えた社会全体での対応」および「3.2.3(6)環境教育の推進」に記載しました。	12 14	3.2.1(10) 3.2.3(6)	
10	・地域と連携して治水の取り組みを実施すべき。	・ご意見を踏まえて、地域と連携にした治水の取り組みについては、骨子「4.1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理」に、雨水を一時貯留したり、地下に浸透させたりという水田の機能の保全について、関係機関と連携しつつ、推進を図る努力を継続する旨を記載しました。	15	4.1	

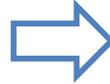
第8回有識者会議でいただいたご意見(3/3)

番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方	資料-2 骨子		本資料 ページ
			ページ	章節	
11	・環境問題に取り組んでいる団体を支援すべき。	・ご意見を踏まえて、環境団体への支援体制については、骨子「4.2地域住民、関係機関との連携・協働」に、小貝川における関係自治体や地域の教育委員会、学校、ボランティア団体、民間企業等との連携・支援を積極的に図り、河川協力団体や地域住民や関係機関、民間企業等と一体となった協働作業による河川整備を推進する旨を記載しました。	14	4.2	
12	・歴史的な経緯や流域の特徴について分かりやすく住民に伝える工夫をすべき。	・ご意見を踏まえて、治水技術に関する伝承については、骨子「4.3治水技術の伝承の取り組み」に、過去の治水技術について整理し、保存や記録に努める旨を記載しました。	14	4.3	
13	・農地を水田、畑等に分類して記載すべき。	・補足にて説明します。 ・ご意見を踏まえて、原案に、水田と畑に分類して記載します。	-	-	P5
14	・慣行水利権についても記載すべき。	・補足にて説明します。 ・ご意見を踏まえて、原案に慣行水利権がある旨を記載します。	-	-	P5
15	・小貝川の歴史的な経緯を整理し、記載すべき。	・補足にて説明します。 ・ご意見を踏まえて、原案に歴史的な経緯を記載します。	-	-	P6
16	・小貝川に生息する魚類を調査し、把握して議論すべき。	・第8回にて提示の「資料-2 小貝川の現状と課題」p25において、魚類の重要種を示しております。	-	-	-

【第8回有識者会議でのご意見】

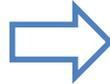
【補足資料の概要】

① ・農地を水田、畑等に分類して記載すべき。



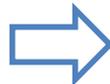
・農地の土地利用の割合について、水田と畑地に分類した割合を整理しました。【p5】

② ・慣行水利権についても記載すべき。



・最大取水量は、許可水利権・慣行水利権の取水量の合計である旨を追記しました。【p5】

③ ・小貝川の歴史的な経緯を整理し、記載すべき。



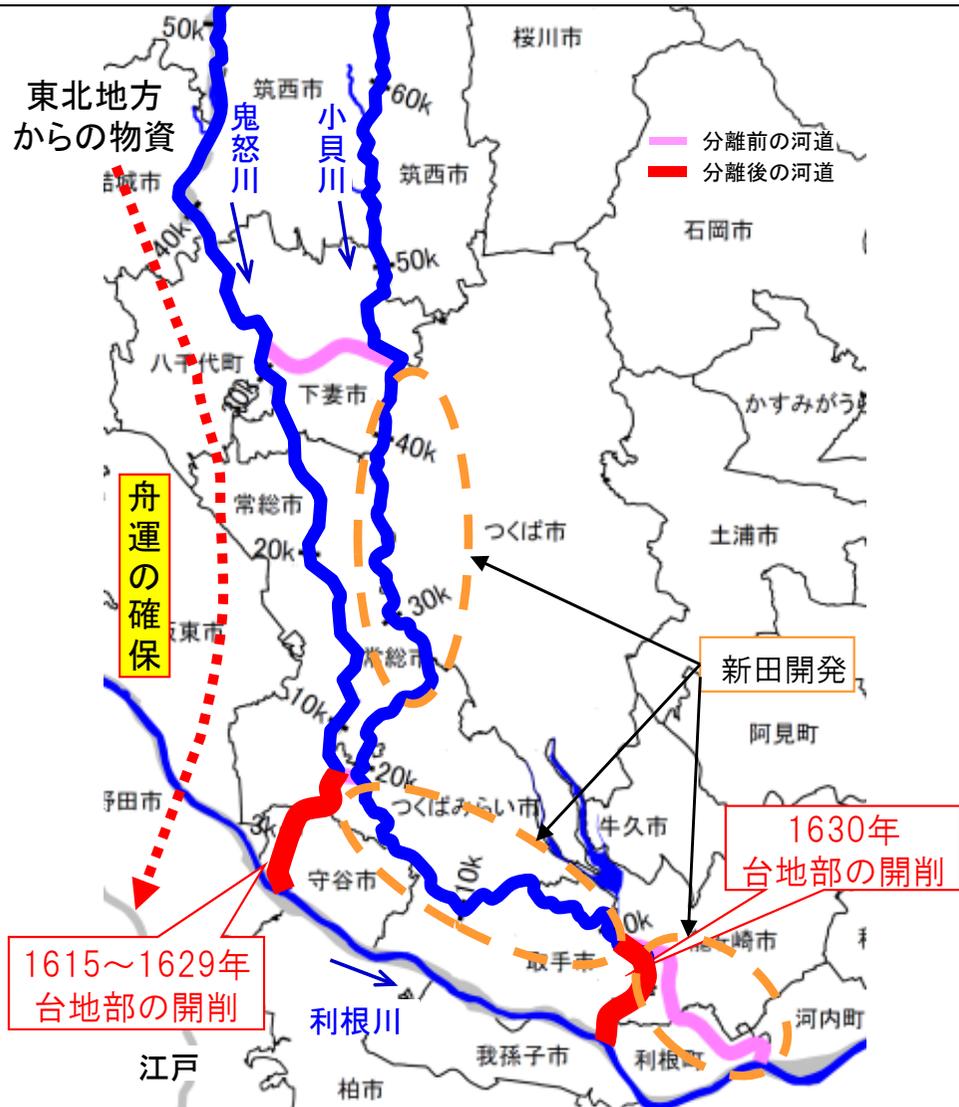
以下の内容を記載した資料を整理しました。【p6】

- ・鬼怒川との分離により洪水から守られることで、新田開発が可能になるとともに、用排水路の整備により、多くの耕地と村々が誕生し、現在の肥沃な穀倉地帯の形成に連なる。
- ・小貝川には、鬼怒川左岸で取水された水の一部が流れ込み、上流から下流に至まで農業用水等で繰り返し利用される他、下流では工業用水としても利用されている。

③小貝川の歴史的な経緯

鬼怒川との分離

江戸時代初期まで、小貝川は鬼怒川と合流し利根川へ注いでいた。しかし洪水から地域を守り、また当時の輸送の主力である舟運を確保するために、1600年代に台地部を開削し人工的に小貝川と鬼怒川が分離され現在の河道の姿になった。小貝川下流部についても新田開発のために同年代に台地部を開削し付け替えを行った。



鬼怒川から小貝川への排水

小貝川には、鬼怒川左岸で取水された水の一部が流れ込み、上流から下流に至るまで農業用水等で繰り返し利用される他、下流では工業用水としても利用されている。

